

はじめに

平成26年度税制改正大綱に雑損控除の損失金額算定方法の見直しが掲げられ、現在の時価による方法だけでなく、取得価額を基礎とする計算方法を取り入れ、納税者が有利な方を選択できる改正案が明記されました。

雑損控除は、昭和25年のシャウプ勧告により導入され、その趣旨は、「災難による損失が発生した場合に、租税負担公平の観点から、損失により減少した担税力に即応する形での課税を行おうとするもの(平8.6.7京都地裁判決 Z216-7734)」と解されています。

今回は、この雑損控除を取り上げ、 損失の発生原因とされる「災害又は盗 難若しくは横領」の解釈が争われた判 決・裁決例を中心に御紹介いたします。

I 建物に含まれていた アスベスト除去費用等

平23.5.27大阪地裁判決(Z261-11692)(棄却)平23.11.17大阪高裁判決(Z261-11810)(棄却)

この事案は、自宅建物の取壊しに伴い支払ったアスベスト除去費用等が雑 損控除の対象となるか否かが争われた ものです。

大阪地裁では、所得税法72条に規定する「災害又は盗難若しくは横領」とは、「いずれも納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな事由」であるとし、その上で、このアスベスト除去費用等が所得税法施行令9条に定める「人為による異常な災害」であるか否かの検討をしています。

地裁は、「人為による異常な災害」に

森川

より損失が生じたとは、①納税者の意 思に基づかないことが客観的に明らか ②納税者の関与しない外部的要因(他 人の行為)によるもの③社会通念上通 常ないことを原因として損失が発生し たことの3点が必要と判示しました。 そしてこの建物が建築された昭和50年 当時は、建築部材として使用すること は何ら違法でもなく、社会通念上通常 ないというような異常性を認めること はできないとして、仮に建物にアスベ ストが含まれていたことが損失の原因 であるとしても、その原因は単なる現 象であって人為性を有するものではな いとし、雑損控除の対象にはならない としました。

大阪高裁も、原判決を支持し、納税 者の控訴は棄却されています。

Ⅱ 振り込め詐欺による損失

平23.5.23公表裁決(J83-2-09)(棄却)

この事案は、請求人が振り込め詐欺の被害に遭いだまし取られた金員が、 雑損控除の対象になるとして更正の請求を行ったところ、原処分庁が対象にならないとして更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったことから、その取消しを求めたものです。

請求人は、だまし取られた金員が、 請求人の意思に基づかない事由により 生じた損失であり、雑損控除の「災害」 又は「盗難」若しくは「横領」のいず れかの損失に当たると主張しました。

しかし国税不服審判所は、雑損控除の対象となる「災害又は盗難若しくは 横領」とはそれぞれ別個の概念である とし、それぞれの意義について次のよ うに解すべきとしました。

SERIES TAINS解体新書

雑損控除の対象となる 損失の発生原因とは



------ 草間 典子_[足立]

①「災害」とは、「震災、風水害、火災(所法2①27)」により生じたもの、「自然現象の異変による災害又は生物による異常な災害(所令9)」である。

「盗難又は横領」については、所得 税法及び同法施行令には、定義がな

しかし②「盗難」とは、刑法の窃盗 罪と同様に「財物の占有者の意に反す る第三者による当該財物の占有の移 転」である。

③「横領」とは、刑法の横領罪と同様に「他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をすること」である。

今回の振り込め詐欺による損失は、振込みに至る意思決定の過程に瑕疵があるものの、振込み自体は請求人の意思に基づいてなされたことは明らかであり、このような場合に雑損控除の適用を受けることとすると、納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな「災害又は盗難若しくは横領」により生じた損失に限定した法72条の趣旨を害することになるとし、請求を棄却しています。

Ⅲ 従業員による貸金庫内 の現金の引出しと定期預 金の払戻しによる損失

平20.9.19公表裁決 (J76-2-12)(一部取消し)

この事案は、請求人が代表取締役を 務める法人の従業員により、銀行の貸 金庫に保管していた現金が無断で引出 されたとして、平成17年分の確定申告 で雑損控除の適用をし、また同従業員 に更新手続きを依頼した定期預金が無 断で解約された損失が、銀行への預金 支払請求訴訟に敗訴したことによりそ の損失が確定したので、雑損控除の適 用が可能であるとして更正の請求を行 ったところ、原処分庁がそれぞれ雑損 控除を認めない旨の処分を行ったため その取消しを求めたものです。

国税不服審判所は、貸金庫内の現金 に係る損失は、刑法の窃盗罪の要件を 充足しており、刑事告訴又は被害の届 出の有無にかかわらず盗難によるもの と判断するのが相当であるとして請求 人の主張を認めましたが、定期預金 は、更新手続に必要な定期預金通帳、 届出印章及び払戻請求書を請求人自身 が持ち歩き、請求人が自ら利率メモを 確認した上で払戻請求書に届出印章を 押印していることから、従業員に定期 預金の管理を任せていたとは認められ ず、請求人と従業員の間には横領の前 提となる委託信任関係が認められない ので雑損控除の対象にはならないと判 断しました。

まとめ

雑損控除の対象となる「災害又は盗難若しくは横領」とは、Iの判決文が示すように、「納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな事由」が生じた場合をいい、その個別解釈について、「災害」は、所得税法の定義規定を、「盗難若しくは横領」については、刑法の概念を借用しています。

TAINSには、他にも雑損控除の可否について争われた判決・裁決が多数収録されております。確定申告時、是非ご活用ください。

収録内容に関するお問合せ はデータベース編集室へ 03-5496-1416

(左面より続く) 27 124027

31	10	1004	粂田	隆宏	麹	町	東海会へ
31	12	1733	塩谷	正夫	日本	内標	東京地方会へ
31	11	5004	山口	良一	京	橋	東京地方会へ
31	31 53207		松岡	二郎	本	郷	関東信越会へ
31	31 34931		岩月	廣人	上	野	関東信越会へ
31	31 123145		山城	大貴	北	沢	沖縄会へ
31	115505		髙知	宏興	新	宿	中国会へ
【死去	-						
登録番	号	氏	名	支	部		月日
842	16	賀茂	恭久	葛	飾		25年11月20日
7013	30	山森	豊治	兀	谷		11月28日
6569	90	寺崎	寛	中	野		12月3日
6029	93	村田	正美	立	Ш		12月 5 日
5145	53	中村	良治	新	宿		12月10日
442	16	堤	啓祐	東	村 山		12月13日
2554	13	米林	信雄	練	馬 東		12月14日
4393	37	根本	静男	向	島		12月15日
10340)3	山田	弘	日	本 橋		12月16日
3064	18	箕輪	秀平	上	野		12月18日
2743	36	井上	實義	新	宿		12月20日

均

芝

関東信越会へ

入会法人(12月届出分)

法人番号 法人の名称 64-1 SMC税理士法人 立川支店 立川市曙町2丁目22番7号

2530-1 税理士法人峯岸パートナーズ 池袋オフィス 豊島区西池袋 3 丁目30番 3 号 西池本田ビル 2 階 2973 日比谷税理士法人 港区六本木 4 丁目 1 番 9 -308号 ベルザ六本木ビル 1126 - 1税理士法人アンビシャス 西新宿事務所 新宿区西新宿8丁目5番4号 STビル602 2985 税理士法人アンサーズ 港区港南2丁目16番1号 品川イーストワンタワー 4 F 2975 税理士法人むさし会計 福生市本町35番地2 丸交ビル 2982 税理士法人白銀会計事務所 千代田区麹町3丁目2番地1 2974 さくら中央税理士法人 中央区日本橋蛎殼町 1 丁目29番 5 号 ビルックスNO 2-9F 税理士法人南青山コンサルティング 2977 港区南青山5丁目12番2号 **VENDOME · EAST 9 F** 2774-1 税理士法人インテグリティ 東京事務所 港区南青山3丁目1番3号 スプライン青山東急ビル6階 509-1 税理士法人田中事務所 東京本社 渋谷区道玄坂1丁目15番3号 プリメーラ道玄坂706号 2981 ベストファーム税理士法人 千代田区飯田橋4丁目7番1号 RF-2ロックビレイ6F

2566-2 PRIK税理士法人 東京事務所 板橋区上板橋 1 丁目29番 9 号 2983 税理士法人キャリアパワー 江東区亀戸 1 丁目39番 1 号 亀戸パピーハイツ607号室 2987 オーケーパートナーズ税理士法人 中央区新富 1 丁目 5 番 5 号

退 会 法 人 (12月届出分)

トーア新富マンション204号

法人番号	法人の名称	支	部	月 日
1751	税理士法人エイチアイパートナーズ	足	立	9月13日
1630	税理士法人リーガル・アカウンティング・パートナーズ	神	田	11月19日
286	税理士法人堀切事務所	‡	芝	11月27日
286 - 2	税理士法人堀切事務所	王	子	11月27日
	田端事務所			
2566	PRIK税理士法人	渋	谷	12月3日
2565	D&P税理士法人	日	野	12月5日
2939	税理士法人オリエンタルマネージメントパートナーズ	麻	布	12月16日

	東京税理士会会員状況	
・税理士会員		・法人会員
11月末会員数	21,232名	1,092事務所
入会数	91名	15事務所
退会数	70名	7事務所
12月末会員数	21,253名	1,100事務所

入会・退会情報については、会員等に周知することにより、にせ税理士・にせ税理士法人を排除する目的で会報に掲載しています。